

○先端研究センター群における教育研究施設の級の分類に関する細則

〔平成30年3月29日〕  
法人細則第9号

改正 平成30年法人細則第16号

令和 2年法人細則第 3号

令和 2年法人細則第12号

先端研究センター群における教育研究施設の級の分類に関する細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程（平成16年法人規程第1号）第25条第3項の規定に基づき、先端研究センター群における教育研究施設の級の分類について、必要な事項を定めるものとする。

(級の分類等)

第2条 先端研究センター群における教育研究施設の級の分類は、次に掲げるとおりとし、当該分類ごとの教育研究施設の名称は、別表のとおりとする。

(1) R1（世界級研究拠点）

世界的にトップレベルの研究業績を有し、当該研究分野において、世界的な共同研究等の中核的拠点となりうる拠点

(2) R2（全国級研究拠点）

全国的にトップレベルの研究業績を有し、世界級研究拠点を目指す拠点

(3) R3（重点育成研究拠点）

重点的な育成により、全国級研究拠点を目指す拠点

(決定)

第3条 先端研究センター群に区分される教育研究施設の級の分類は、次に掲げる教育研究施設に応じて研究戦略イニシアティブ推進機構が実施する評価を踏まえ、当該機構の議を経て、学長が決定する。

(1) 新たに設置する教育研究施設

R3（重点育成研究拠点）としての適格性についての評価

(2) 別表に規定する教育研究施設

3年目及び5年ごとに行う研究活動の進捗状況についての評価

2 先端研究センター群に区分される教育研究施設は、前項により、廃止又は級の分類をより上位若しくは下位のものに変更されることがある。

(雑則)

第4条 この法人細則に定めるもののほか、先端研究センター群における教育研究施設の級の分類に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平30.9.27法人細則16号）

この法人細則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令2.1.23法人細則3号）

この法人細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令2.3.26法人細則12号）

この法人細則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

級の分類	教育研究施設の名称
R 1（世界級研究拠点）	計算科学研究センター 生存ダイナミクス研究センター
R 2（全国級研究拠点）	下田臨海実験センター つくば機能植物イノベーション研究センター プラズマ研究センター 地中海・北アフリカ研究センター サイバニクス研究センター アイソトープ環境動態研究センター 人工知能科学センター 陽子線医学利用研究センター
R 3（重点育成研究拠点）	山岳科学センター 微生物サステイナビリティ研究センター ヒューマン・ハイ・パフォーマンス先端研究センター トランスボーダー医学研究センター 宇宙史研究センター エネルギー物質科学研究センター